第3節 電気設備

	記載	例	作成要領	[及び留意事項		
項目	内	容	内	容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	通仕様書」(以下「共通仕様書」という。 追加事項は、この特別仕様書によるもの	、農林水産省農村振興局制定「設計業務共)によるほか、同仕様書に対する特記及びとする。 「設計」を「施設機能診断」と読み替え			第1条	第 1-1 条
(目 的) 第 1-2 条		成された施設の機能低下を未然に防止する 等命化を図り将来的な整備補修費の低減を を行うものである。	1-2 ・「機能保全計画」を策定する場合は、「また計画」を策定するものである。」の記述を追			
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる場所は、〇0 置図に示すとおりである。	○県○○市(郡)○○町(村)地内で、別添位	1-3 ・○○には、当該業務の対象となる施設の場所 複数となる場合は、各々記入する。	所を記載する。なお、施設の場所が		
(土地の立入り等) 第 1-4 条		共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の 行った場合に対する補償は、受注者の責任	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償になる。	ついては、特に必要な場合に記入す	第13条	第 1-16 条
(低入札価格契約 における第三者照 査) 第 1-5 条	価格(以下、「調査基準価格」といては、受注者は「業務請負契約書第条照査技術者及び照査の実施」につ受注者の責任において共通仕様書等者照査」という。)を実施しなけれ2 第三者照査の企業に要求される資(1)予決令第98条において準用するでいないこと。 (2)○○農政局において、○○年度参加資格の認定を受けていること。 (3)○○農政局長から、建設コンサルる期間中でないこと。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務を(5)中立的、公平な立場で照査が可能	格 予決令第70条及び第71条の規定に該当し (当該業種区分)の一般競争(指名競争) 。 レタント業務等に関し指名停止を受けてい	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)に 定める場合に記載する。 【予定価格が 1,000 万円を超える場合】	は、当該業務で照査技術者の配置を		

	記載例	作 成 要
項目	内容	内
	親会社と子会社の関係にある イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1)照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2)照査技術者と同等のは類似業務実績を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。第一者無力の最大が記されていました。第一者に成立には、第三者の表別にであるといり、特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。	
	(記載例-2) 1 別紙〇に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11 条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。	【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以了
	2~8	・2~8は(記載例-1)と同じ
(履行確実性評価 の達成状況の確 認)		
第 1-6 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確 実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修 正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その 上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確	1-6 【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性 ある場合】

		作 成	要	領	及び	留	意	事	項		
	内					容				契約書	共通仕様書
					_						
【予定価格が100万	円以上かつ1	,000万	円以一	下の場	合】						
・2~8は(記載係)	列-1) と同	じ									
1-6											
【技術提案の評価項	頁目に新たに	「履行	確実性	生」を力	加えて打	支術語	平価を	行う	対象業務	で	
ある場合】											

項 目
提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回た場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当が理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等 (一般事項) 第1-7条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進

	作	成	要	領	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	留	意	事	項				
I	为						容						契約書	共通仕様書
1–7														
業務請負契約書や共通	通仕様書に	こ記載	され	てい	ない	事項	で、核	後能認	诊断化	下業(の内容	にに		
応じ、必要なものを記	己載する。													
・IS09000s 認証取得者			00 [IS09	001:	2000])(2発注	Eする	場	合は、	以		
下の内容を記載するも	らのとする	Ď.	-L-					حلبر				$\neg $		
項 目 (履行義務)			内					容				\parallel		
(榎仃義務) 第 1-11 条	 1 本業	な数ので	主体)	- 4	- ~ 7	C14	⇒几 ⇒	上回事	:17 }	スル	1、受酒	÷		
	3 請負 して、 る。	お締義には、	よ後が当、職り、生を品員	テ う 用 は も シ 行	見格の 場合は システル で で で で で で で で に で に の に の に の に の に の	D 認 記 い る 。 込 等 に を に る に る に る に る に る に り る に り る り に り に	正の維 経注者 適用し こ対し	持とった、	関注を質力す	て 不 が は 理 混 も	測の事	事う関す		
(品質システム文書の 取扱い) 第 1-12 条	出 るは	語終も、で各の務該記者業る 品のの本、組とを業立は務部	質業と業か織す同務す、計分計務す務つ毎る一のる従画が	画計るを各こ 受品の来書あ書画。同組当 注質のどとる	ののの毎業 者曲すり該合いのののののののののののののののでは、これので	ち出 注別の 複に。務務、	当限 がに質 のい 画品 がます 複説計 組て 書質	業で 数証画 織、 を計	の、 組得を で組 出書	質督 間で成 施と る記	画員 実る、 る関 の内 とない という かんしょう はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんし	、是す合出合をする		

	記	載 例] [作成要領及び留意事項		
項目	内		容		内容	契約書	共通仕様書
				(品質システムの変更) 第 1-13 条 (発注者への協力) 第 1-14 条	受注者は、第1-12条1の規定に基づき提出した当該業の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容監督職員に提出するものとする。 1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書についての説明を求められた場合は、これに協力するのとする。 2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用、況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係、料の提示、又は提出及び説明を求めた場合には、これ協力するものとする。	作等も、伏資	
(管理技術者) 第 1-8 条			こよるものとし、農業土木技術管理 こ該当する技術部門・選択科目は次 選択科目 電気電子-電気設備等 農業-農業土木 農業-農業農村工学 電気設備等	・記載例における「技徒務内容に応じて適切した。・技術士で、記載例の場合は、別紙-2表・シビルコンサルティン・	術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、 に指定すること。 「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定す ー1を参考に追記する。 ングマネージャー(RCCM)で、記載例の「技術部門」 定する場合も、別紙ー2表ー1を参考に追記する。	業 る	第 1-6 条
	博士	農業農学	農業土木				
	シビルコンサルティング マネージャー (記載例-1)	電気電子農業土木		【予定価格が1,000万円 ※機能診断業務にかかん			
	いう。)を下回る価格 の実施に際して現場に 告しなければならない なお、管理技術者が 監督職員に報告するこ (記載例-2) 2 別紙〇に記載されて 契約した場合において 駐するとともに、作業	で契約した場合において 常駐するとともに、作業 、 び現場での常駐場所を定め ととする。 いる割合を予定価格に は、管理技術者は屋外で は、管理技術者は屋外で は、管理技術者は屋外で が、 での常駐場所を定め	価格(以下、「調査基準価格」と ては、管理技術者は屋外で行う調査 業日毎に業務の内容を監督職員に報 めた場合、あるいは変更した場合は 乗じて求めた価格を下回る価格で で行う調査の実施に際して現場に常 督職員に報告しなければならない。 めた場合、あるいは変更した場合は	【予定価格が 100 万円」 ※機能診断業務にかかん	以上かつ 1,000 万円以下の場合】 る調査業務		

	記	載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内		容	内容	契約書	共通仕様書
(照査技術者) 第 1-9 条			こよるものとし、農業土木技術管理 に該当する技術部門・選択科目は次	1-9 ・本条(照査技術者)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 ・記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。		第 1-7 条
	資 格	技術部門総合技術監理	選択科目 電気電子-電気設備等 農業-農業土木 農業-農業農村工学	・技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙-2表-1を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)で、記載例の「技術部門」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙-2表-1を参考に追記する。		
	技術士	電気電子農業	震業一展業展刊工子 電気設備等 農業土木 農業農村工学			
	博士 シヒ゛ルコンサルティンク゛ マネーシ゛ャー	農学 電気電子 農業土木		・その他必要と判断される節目を記入する。		
	とおりとする。 (1)業務計画作成時 (2)調査項目決定時 (3)調査判定基準決定 (4)調査結果判定時 (5)その他、照査計画	時 作成時において監督職員	はが指示する業務の節目とは、次のが指示した場合 全兼務することはできない。	・成果物の品質確保が要求される今日、機能保全調査業務においても、照査様式を 検討し、作成提出させることを基本とする。		
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は、共通化	上様書第 1−8 条によるも <i>0</i>)とする。	1-10 ・機能診断調査業務と設計業務を一括発注する場合は、設計業務の担当技術者の報告は共通仕様第1-8条による。 ・測量業務と一括発注する場合は、測量作業について測量作業規程により作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。		第 1-8 条
(技術者情報の登 録)						
第 1-11 条	に基づく技術者情報の登 1 受注者は、業務記 する分担業務を明 て、業務組織計画を 2 農業農村整備事	登録に当たっては、次によ 計画書の業務組織計画に 確に記載するものとする で変更する際も同様とする 業測量調査設計業務情報	配置技術者の所属・役職及び担当る。なお、変更業務計画書におい			第 1-11 条 第 1-12 条

		記	載	例		
項目		内			容	
(保険加入)			# > -	• ()	e to pay to a	4. W. 74.71
第 1-12 条	受圧者は、共通 書に明示しなけ			べされている	る保険に加入し	ている旨を業務計画
				た場合は、	保険加入を証	明する書類を提示し
	なければならな	: 100				
(技術員等の配						
置)						
第 1-13 条	本業務は、現	見場技術業務	の実施要領	9等について	て(平成 14 年 2	2月6日付け13農振
						施要領に基づく業務
	において調整等			-	_	
	配置する技術	計員等の氏名	についてに	は、別に通知	でする。	
第2章 作業条件						
(適用する図書)						
第 2-1 条						する。他の図書を適
	用する場合は、	監督職員の	承諾を得る	らものとする	5.	
	番号	 名	 称	湬		制定(改訂)年月
		 			上大事業協 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	顺足(战时)十万
	1 の手見		及形体土	会	长工小爭未励	平成 27 年 5 月
	農 業 -	<u>/ C</u> 水利施設の	機能保全	-,	省農村振興局	Ti-1-05 F 5 II
	2 展来がの手見	引き「電気詞	没備」※	整備部設語	十課	平成 25 年 5 月
	※農業水利施	設の機能保	全の手引き	「電気設備	#」は、http:/	//www.maff.go.jp/j/
	nousin/miz	zu/sutomane	e/index.ht	nl より入手	可能。	

_	r			1
╛		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
		内	契約書	共通仕様書
į				第 1-37 条
		現場技術業務(事業促進型)の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知す ることができる。		
į		2-1 ・適用する技術基準等の名称、発行所及び制定(改訂)年月を記入する。		第 2-1 条
		・「農業水利施設の機能保全の手引き」は必ず記入する。		
		・機械設備・電気通信設備関係の設計基準・技術指針等から適用する技術基準等 の名称を記入する。		
		・改訂年月は、最新のものを記入する。		
/				

	記	載 例			作成要	領及び留意事項		
項目	ŀ	内	容		内	容	契約書	共通仕様書
(作業条件) 第 2-2 条	 作業の実施に当 指示する者と十分 本業務において の責任において処 現地調査を行う 	こっては、以下の事項に留意して作業 当たっては、事前に作業方法について 分打合せを行い、手戻りのないよう留 て生じた第三者との紛争で受注者の責 処理しなければならない。 う時期は下記に示す期間を予定してい た後、実施するものとする。	監督職員及び監督職員が 意しなければならない。 に帰する事項は、受注者	現地調査が なお、施設				
	施設名		備考	ものとする	0			
				(記入例) 施設名	作業予定期間	備考		
				○○機場	○年○月○日~○月○日	通水停止期間○月○日~○月○日		
				電気設備		許容断水時間 〇〇時間以内/日		
	により変更または する。	では、現地調査作業一覧表のとおり見 は、新たに必要がとなった場合は、監 受機能診断業務等に際しては、共通仕 ればならない。	督職員と協議するものと	(記入例) 立 を で で で で で に 記入例 に 記入例 に 記入の に に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に れ に に の に に に の に の に の に の に の に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	が必要な施設は次のとおりであ 程調整を行うものとする。 ○○○ 管理者 ○○○	いる施設がある場合は追記する。 あり、施設内に立入る場合は、事前に監督 の、施設内に立入る場合は、事前に監督		

		記	載	例			↓ 	
頁 目		内			容			
	(1)配置~	1 公安委員会 する交通誘導警		員等の検定等(規則(平成 17 年 導警備検定合格者	通級	備員等の法第 77 検定合う 分は交換
	(2) 交通		, - 0			更等に伴い員数に ものとする。	1 1	上記以外 路管理
	配置場所	交通誘導警 備員	編	成	昼夜別	交代要員の有無	1	交通記
	○○地点	○名/日	検定合格者○名	、ほか○名	昼間	無		1級又
	(1)本業系 (指導 者)で	务に配置する交 教育責任者講 あって、交通	習修了、指定講 ^注 誘導の専門的知	は、原則として 習又は基本教 識・技能を有	育及び業 する者と	·		警備員 (交通
		生じた場合は	配置は、下表の。 設計図書に関し [、]			更等に伴い員数に ものとする。		公安等 受講 [備員]
	配置場所	交通誘導警 備員	編	成	昼夜別	交代要員の有無	4	法定载
	〇〇地点	○名/日	○名		昼間	無		(交)
		に伴い発生す が、これによ	り難いものは監っ	督職員と協議	するもの		・現	L 発結は 地次 時、監 っ かと
	廃棄物	処理施設名	住 所	受け入れ時	閉	事業区分		
	000	000	○○県 ○○市 ○○番地	○時~○Ⅰ	持一再	資源化施設業者		
			〇〇県					

		作成要領及び留 容		契約書	共通仕様書
些/			項の規定及び道路交	人小,自	八起工体目
		理者との協議に基づき、交通誘			
		定合格警備員を配置する場合			
区	分は交通誘導警備員Aとす	る。			
		D区分は交通誘導警備員Bとす	=		
道	路管理者との協議に基づき	下記のいずれかを配置すること	ことする。		
	資 格	資格要件	確認資料		
(1)	交通誘導警備業務に係る	交通誘導警備に関して、公安	11 11 = 2 1 1 1		
•	1級又は2級検定合格警備	委員会が学科及び実技試験	務に係る1級又は		
	員(交通誘導警備員A)	を行った専門的な知識・技	2 級検定合格証明		
		能を有する者。	書の写し		
2	警備員指導教育責任者	警備業法における指導教育	警備員指導教育		
	(交通誘導警備員B)	責任者講習を修了した者	責任者資格者証		
		で、交通誘導の専門的知識・	の写し		
		技術を有する者。			
3	公安委員会の指定講習を		指定講習の受講		
		を受講した者で、交通誘導の	証明書の写し		
	備員B)	知識・技能を有する者。	### D 5 ## T 4 N		
4	法定教育を受けている者		警備員名簿及び		
	(交通誘導警備員B)	育及び業務別教育を受けた 者で、交通誘導に関する警備	警備員手帳(身分 証明書)の写し		
		者で、父迪誘导に関する言 業法に従事している者。	証明音/ の子し		
	 	「米仏に促事している名。 でいない場合は、「ただし、所			
		格者 (1 級又は 2 級) 以外の			
		ものとする。」と追記する。	品色色(10) 540/6/		
現:	地調査作業等により発生す	る廃棄物等を処理施設に搬出	する必要がある場合		
は	次のとおり追記する。				

	記 載 例				頁及び留意事	項		
項目	内容			内	容		契約書	共通仕様書
(対象施設) 第 2-3 条	本業務の対象となる施設の諸元は、次のとおりである。		2-3					
	 1 ○○用水機場電気設備 ・受変電設備 ・予備発電設備 ・直流電源装置・無停電電源装置 ・照明設備 ・配電設備 ・その他 			備の基本的な諸元を記入する。 た、諸元が異なる設備が設置され				
(参考図書) 第 2-4 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表による。 番号 名 称 発 行 所 制定(c)	るものとす	・「機械設備・ 考図書の名利	図書の発行所及び制定(改訂)年 ・電気通信設備関係の設計基準 称を記入する。(施設機械工事等	・技術指針等一覧表」か	ら適用する参		第 2-1 条
			(記入例) 番号	 名 称	発 行 所 制定	(改訂)年月		
				(設備計画設計技術指針(高低	(一社) 農業土木	元年9月		
				設備計画設計技術指針(特別	(一社) 農業土木	20年3月		
			1 1 3 1	水利施設指導・点検・整備マ アル(各編)	(一社)農業土木 機械化協会 平成	7年1月		
(貸与資料等) 第 2-5 条	貸与資料は、次のとおりである。	数量	(詳細診断記 診断結果を抗	管理に関する記録等を施設管理	画策定のみの業務の場合		第16条	第1-4条 第1-13条
	また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとす	る。	現況関係 質料	貸 与 資 国営〇〇事業〇〇地区 事業誌 国営〇〇事業〇〇地区 事業成績 〇〇用水機場製作据付工事 完成 農業水利施設ストックマネジメン 国営造成施設保全対策指導事業 その他必要な資料	遺書、同添付図面 成図書 ントマニュアル	数量 1式 1式 1式 1式 1式		

	 記 載	例			Γ		作 成 要 領 及 び	留 意 事 項
項目	内		容				内	容
(参考資料及び貸 与資料の取扱) 第2-6条	第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及 1 参考資料及び貸与資料の記載事項 が生じた場合は、監督職員と協議す	頁に相互に矛盾があ		· · · · · ·	2	-6		
	2 参考図書は、施設機能診断作業時 れた場合は、監督職員と協議するも 3 貸与資料は、原則として初回打台	のとする。				注者に	中に基準の基本的な改正があり得るので、発注者は に提供するよう努める必要がある。 J合せ時に一括貸与できない場合は、貸与資料ごと	
(関連業務) 第 2-7 条	請求があった場合のほか完了検査時本業務と関連する他業務は次のとおりと連携を密にして、互いに協調の図られ	であり、発注者及	及び関連業務	めい 第四技術者	.	, , ,	 芽期に関連する業務を実施する場合に記載する。	
	番号 業 務	名	業務実施	拖(予定)期間	Ш	・大規模 (記入例	莫な仮設工事を別途発注する場合等においても、関 引)]連工事として記載する。
						番号	業務名	業務実施(予定)期間
						1	国営造成水利施設保全対策指導事業〇〇地区計 画策定業務	○年○月~○月
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目は、次の作業なお、詳細は、別紙-1 作業項目内訳を作業項目表 作業項目表 作業項目 () ○機場 1 事前調査		0	考		果を受 対応す ・作業に る。	質目表については、左記に主要な作業項目の例を記 受けて詳細診断調査を契約変更で行うことは避け、 つることが望ましい。 こ必要な仮設は、作業項目表備考欄に、その内容と 気設の例)仮設足場、仮設電源設備等	その場合は、別件発注で

契約書 共通仕様書

	記 載 例		作成要	領及び留意事項		
項目	内	容	内	容	契約書	共通仕様書
	2 現地踏査 3 概略診断 3-1 概略診断調査 3-2 概略診断評価 (健全度評価)		・電気設備の詳細診断調査を行う場合は、係がある場合には、機器名称と調査方法に ・詳細診断調査等において、設置状況等で作	ついて備考欄に明記するものとする。		
	4 詳細診断 4-1 詳細診断調査	必要に応じて記載のこと	を備考欄に記載するものとする。 ・受電休止中の場合で、高圧受電等の代替措置が困難なものについては、処置方針を備考欄に記載するものとする。			
	4-2 詳細診断評価 (健全度評価)	II				
	5 機能保全対策等の検討 5-1 性能低下予測	n .	・数量欄は、契約変更が可能なように、設備数等を記載するものとする。			
	5-2 機能保全対策の検討	"				
	5-3 対策実施シナリオの作成	11				
	5-4 機能保全コストの算定	11				
	5-5 機能保全計画の策定	11				
	6 農業水利ストック情報データの 作成	ıı .				
	7 照査	ıı .				
	8 点検取りまとめ	ıı				
(作業の留意点) 第 3-2 条	これら調査結果は、農業水利ストック情報デー出力機能を利用して記録するものとし、記録したする。 作業の実施に当たって、特に留意する点は次の 1 試験試料採取及び破壊検査は設備への影響ともに、監督職員と詳細な位置について打合なお、採取後は、既存施設の機能を損なわた 2 現地調査及び室内試験においては、導合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 4 対策内容の検討に当たっては、当該設備が性を有するとともに維持管理、施工性及び経ない。 5 電算機を使用する場合は、計算手法及びアに監督職員の承諾を得るものとする。 6 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示すする資料等を参考にした場合は、その出典を	電子データは成果物に含むものととおりとする。 が最小限となるよう配慮するとせのうえ決定するものとする。 さいように復旧を行うものとする。 が低下している設備を発見したする。 きる限り施設管理者の同行により 必要な機能及び安全で所要の耐久 うとである。 きる限り施設管理者の同行により が大学の様式について事前 参考図書、貸与資料や受注者が有	3-2 ・作業の留意点について必要なものは適宜: ・作業に伴う動力(電力)等について、受注る。 (記入例) ・本業務に必要な測定器・器具及び受電休: いるので、受注者の負担で用意しなければ。	正者の負担とする場合はその旨を記載す 止中の電力等は、別表のとおり見込んで		

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内	契約書 共通仕様
	7 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 8 機能診断に伴い必要とされる消耗的部品等が発生した場合は監督職員と協議するものとする。 9 機能保全対策シナリオの検討に当たっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。		
	 (1)農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。 (2)新技術情報システム (NETIS) については、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 10 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 		
	11 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を 総合的に検討する。		
	12 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用Excelファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜利用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。(1)「農業水利ストック情報データベース」については、https://www.suiridb.go.jp/を参照。		
(業務の成果品質 確保対策)			
第 3-3 条	契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。	・全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設計業務 を対象に、業務の成果品質確保として取り組む場合に記載する。	

	記 載 例	作成要領及び留意事項	
項目	内容	内容	契約書 共通仕様書
	1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。イ)業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③○○○ □)会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 3 照査の確実な実施業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。	・確認事項については、以下を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他:事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等	

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内	契約書 共通仕様書
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3-4 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から4 によ	・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。	
	りこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)のよる。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真下ータの作成要領(案)のよるものとする。なお、受注者は、3に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は約品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)又は手を監督職員へ提出するものとする。 費用機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。		
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 		

	記載例		作成要	兵領及び留意事項		
項目	内	容	内	容	契約書	共通仕様書
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主とし する。		5-1 ・打合せは、業務を円滑にするため、作業			第1-10条
	また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席す 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ() 第3回 中間打合せ() 第4回 中間打合せ() 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の 務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容につ 確認するものとする。	業務担当は、業	 ・中間打合せについては、()内に具 ・打合せ回数、時期については、作業内容(記入例) 初 回 作業着手の段階 第 2回 中間打合せ(現地調査計画作 第 3回 中間打合せ(機能診断評価時 第 4回 中間打合せ(機能保全計画検 最終回 報告書原稿作成段階 ・初回打合せ時等、打合せ時に施設管理を確認する場合はその旨具体的に記載する 	察により必要に応じ適宜記載する。 (成時) (対時) (計時) 者等が同席し、施設状況や調査方法等を		
	(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に 打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの とし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第1-11 条に定める第 工程等の管理状況を報告しなければならない。	上で打合せ等を行うこと	【予定価格が1,000 万円を超える場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業	業務		
	(記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設い。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11 条に定める務工程等の管理状況を報告しなければならない。	含め、受注者の責により 計変更の対象とはしな	【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業			
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信 した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R)で正 出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を	副2部提出及び成果物の	1			第 1-17 条
(成果物の提出 先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地 〇〇農政局〇〇土地改良調査管理事務所又は〇〇農	政局○○事業所				

	 記	載			
項 目	市区		171]		
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書簿は、次のとおりとす	第 17 条から第	: 20 条に規定	する発注者と受注	者による協議事項
	2 第 2-3 条に元 3 第 3-1 条に元 4 第 5-1 条に元 5 第 6-1 条に元 6 履行期間の変	示す「作業条件 示す「対象施設 示す「作業項目 示す「打合せ」 示す「成果物」 変更が生じた場 対外的協議によ	」に変更が生 」に変更が生 に変更が生じ に変更が生じ に変更が生じ	じた場合 じた場合 た場合	₫ II
第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条	この特別仕様書は、必要に応じて関			の実施に当たり疑 る。	義が生じた場合
別 紙 ○ (第 1-5 条、第 5-1 条関連)	る額の合計額に1	00 分の 110 を乗 0 分の 8 を超える	もじて得た額を予る場合にあって	出の基礎となった同 予定価格で除して得た は 10 分の 8 とし、10	上割合とする。ただ
	業種区分	A	В	С	D
	建設コンサルタ ント (土木関係 のもの)	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.8 を乗じて得た額
	る額の合計額に 1 し、その割合が 1 い場合にあっては	00 分の 110 を乗 0 分の 8.5 を超	€じて得た額をう える場合にあっ	出の基礎となった同: P定価格で除して得た ては 10 分の 8.5 と、	上割合とする。ただ 3分の2に満たな
	業種区分	A	B 間接調査費	C 解析等調査業務費	D
	地質調査	直接調査費の 額	間接調査員 の額に 10 分 の9を乗じて 得た額		諸経費の額に10 分の4.5を乗じ て得た額

٦	Γ			
┨	ŀ	作成要領及び留意事項 内 容	契約書	共通仕様書
1	ľ	H	70/19 [N.E.E.K.E
į			第17条	第 1-21 条
			~	~
			第20条	第 1-24 条
1				
l				
l				
l		・関係機関との協議ならびに地元協議等により手戻り作業が生じた場合、変更理由		
l		を整理する。この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。		
l				
.			第 58 条	
l			77 00 71	
l				
١	١			
,				
l				
l				
l				
l				
١				
,				
\parallel				

別紙-1

作 業 項 目 内 訳 表

/h 4½ -= 1		作業第	E施欄
作業項目	作業内容	当初	変更
1 事前調査	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事		
	前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現		
	地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等		
	に必要となる情報を収集・整理する。		
	なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベ		
	ースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を		
	収集、整理する。		
2 現地踏査	現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られ		
	 た情報をもとに設備を踏査することで、現地調査に伴う仮設		
	の必要性等の現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度		
	 など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調		
	査項目、調査方法を決定する。		
3 概略診断			
3-1概略診断調査	事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、定期保		
	全記録の確認、現地調査(目視)、修理・交換の必要な機器		
	及び部品の確認、参考耐用年数の超過した機器の確認を行		
	う。		
3-2概略診断評価	概略診断調査の結果と経過年数及び参考耐用年数で概略		
(健全度評価)	診断の評価を行う。		
4 詳細診断			
4-1詳細診断調査	概略診断調査の結果を踏まえ、電気設備を構成する機器及		
	び部品に対して、以下の内容を調査する。		
	・経過年数の確認 ・環境条件の確認		
	・保全記録の確認・生産中止品の確認		
	・稼働状況の観察 ・劣化状況の判定		
	・計測作業を伴う性能試験		
	詳細診断調査の結果により、各構成機器について評価し、		
(健全度評価)	その結果から設備全体の健全度評価を行う。		
5 機能保全対策等の検討			
5-1 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方		
	法を比較検討するとともに設備全体としての対策実施の要		
	否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。		
	劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来		
	予測(余寿命予測)を行う。		
5-2 機能保全対策の検討	概略診断調査評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全		
	対策の検討や、劣化傾向等を把握し、将来的な対策検討を行		
	う。		
5-3 対策実施シナリオの	今必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コ		
作成	ストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合		
	せを検討する。		
L	1		

<i>版</i> 光 百 日	作業内容		E施欄
作業項目	作 来 PJ 谷	当初	変更
5-4 機能保全コストの算	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備		
定	にかかる費用、②今後の更新等に必要な費用(想定)、③定期		
	点検に必要な費用を合算し算定する。		
5-5機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合		
	性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策		
	定する。		
6 農業水利ストック情報デ	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。		
ータの作成			
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報		
	告書の作成を行う。		
8 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成		
	を行う。		

注)契約対象の項目の作業実施欄に「○」、契約対象外の項目の作業実施欄に「一」を記載する。